

三重短期大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 26 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 12 号

三重短期大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重短期大学の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 212 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 69 条」を「第 154 条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年³月²⁶日

津市長 松 田 直 久

津市規則第13号

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則（平成18年津市規則第87号）の一部を次のように改正する。

別表中「含む。」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯」を加え、同表備考2中「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）」を削り、「並びに第41条の2」を「、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 14 号

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市建築基準法施行取扱規則（平成 18 年津市規則第 199 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 3 項」に改め、同条第 4 項中「第 5 条第 3 項」を「第 5 条第 4 項」に改め、「、各階平面図及び市長が別に定める定期調査票」を「及び各階平面図」に改める。

第 10 条第 4 項中「第 6 条第 2 項」を「第 6 条第 3 項」に改め、同条第 5 項中「第 6 条第 3 項」を「第 6 条第 4 項」に改め、「、昇降機にあっては市長が別に定める定期検査成績表及び検査表」を削り、「にあっては」を「の」に、「、非常用照明等を明示した図面及び市長が別に定める定期検査報告書」を「及び非常用照明等を明示した図面」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市建築基準法施行取扱規則の規定は、この規則の施行の日以後に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の調査又は第 3 項の検査を開始した者について適用し、同日前に法第 12 条第 1 項の調査又は第 3 項の検査を開始した者については、なお従前の例による。

津市告示第 46 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 21 日

津市長 松 田 直 久

1 路線名 1862 羽野 20 号線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市戸木町字長裕 8502 番 20 地先から 津市戸木町字長裕 8507 番地先まで	旧	8.2~8.2	20.0
津市戸木町字長裕 8502 番 20 地先から 津市戸木町字長裕 8507 番地先まで	新	8.2~18.0	75.0

2 路線名 5357 片田町久居戸木線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市片田町字壱町田 846 番 3 地先から 津市片田町字壱町田 846 番 3 地先まで	旧	8.2~8.2	30.0
津市片田町字壱町田 846 番 3 地先から 津市片田町字壱町田 846 番 3 地先まで	新	8.2~8.2	40.0

津市告示第 41 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 21 日

津市長 松 田 直 久

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
1862	羽野 20 号線	津市戸木町字長裕 850 2 番 20 地先から	平成 20 年 3 月 21 日
		津市戸木町字長裕 850 7 番地先まで	
5357	片田町久居戸木線	津市片田町字壱町田 84 6 番 3 地先から	平成 20 年 3 月 21 日
		津市片田町字壱町田 84 6 番 3 地先まで	

津市告示第 4 2 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 2 0 年 3 月 2 1 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0 1 6 1 1 6 6	平成 1 9 年 1 0 月 1 日	平成 2 0 年 2 月 2 7 日
2 1 6 5 6 2 4	平成 1 9 年 1 0 月 1 日	平成 2 0 年 2 月 2 9 日
1 2 3 5 3 2 0	平成 1 9 年 1 0 月 1 日	平成 2 0 年 3 月 3 日
1 3 1 0 3 2 1	平成 1 9 年 1 0 月 1 日	平成 2 0 年 3 月 4 日
1 1 0 7 8 8 3	平成 1 9 年 1 0 月 1 日	平成 2 0 年 3 月 5 日
1 1 9 9 5 2 6	平成 1 9 年 1 0 月 1 日	平成 2 0 年 3 月 5 日
0 4 3 6 8 6 5	平成 1 9 年 1 0 月 1 日	平成 2 0 年 3 月 1 1 日
1 1 0 8 5 8 4	平成 1 9 年 1 0 月 1 日	平成 2 0 年 3 月 1 2 日

津市告示第43号

下記の者の平成16年度及び平成17年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成20年3月21日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	課税年度	通知書番号

津市告示第 4 4 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定により、
地縁による団体を認可し、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 0 年 3 月 2 4 日

津市長 松 田 直 久

1 名称

佐田連合自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な
地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 情報の提供、交換等会員相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 本会所有財産の維持管理
- (5) その他本会の共同活動に必要な事項

3 区域

本会の区域は、津市白山町佐田 2 0 番地から 1 2 8 0 番地、1 3 5 0 番地
から 1 8 6 5 番地までの区域とする。

4 事務所

三重県津市白山町佐田 5 5 4 番地 3

5 代表者の氏名及び住所

長岡 亨

三重県津市白山町佐田 1 6 3 3 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有
無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の理由

本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法第 6 8
条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成20年3月24日

津市告示第 4 5 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定により、
地縁による団体を認可し、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 0 年 3 月 2 5 日

津市長 松 田 直 久

1 名称

棕本第 4 自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な
地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 自治総会、役員会
- (4) 集会施設の維持管理
- (5) 老人会、子供会等の会議及び総会
- (6) その他、本会の目的達成に必要な行事及び事業等

3 区域

本会の区域は、津市芸濃町棕本 1 8 7 6 番地 6、4 2 6 0 番地 3、4 2 7
4 番地 1、2 7 3 8 番地 1 4、1 9 6 7 番地 1、1 9 6 0 番地 5、1 9 4 1
番地までを結んだ区域とする。

4 事務所

三重県津市芸濃町棕本 2 6 9 9 番地 2 に置く。

5 代表者の氏名及び住所

横山 仁司

三重県津市芸濃町棕本 2 7 0 1 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有
無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の理由

本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成20年3月25日

津市告示第46号

地方自治法第243条の3第1項及び津市財政公表条例第3条の規定により
平成19年2月28日現在の財政状況を次のとおり告示する。

平成20年3月25日

津市長 松 田 直 久

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 人口・世帯数・面積の状況
- 7 市税の負担状況

1 会計別歳入歳出予算の執行状況

平成20年2月29日現在

(単位:千円)

会 計 名	歳 入			歳 出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一 般 会 計	94,835,596	74,180,724	78.2%	94,835,596	57,108,148	60.2%
モーターボート競走 事業特別会計	44,763,310	28,128,809	62.8%	44,763,310	28,069,136	62.7%
国民健康保険事業 特別会計 (事業勘定)	26,333,103	18,460,368	70.1%	26,333,103	21,712,396	82.5%
国民健康保険事業 特別会計 (直営診療施設勘定)	38,550	19,926	51.7%	38,550	29,440	76.4%
介護保険事業 特別会計	18,329,194	14,066,369	76.7%	18,329,194	15,132,739	82.6%
老人保健医療事業 特別会計	23,871,478	18,140,883	76.0%	23,871,478	19,923,266	83.5%
風力発電事業 特別会計	99,580	92,040	92.4%	99,580	40,934	41.1%
簡易水道事業 特別会計	886,584	221,288	25.0%	886,584	476,463	53.7%
農業集落排水事業 特別会計	510,370	112,438	22.0%	510,370	289,667	56.8%
土地区画整理事業 特別会計	1,275,696	385	0.0%	1,275,696	639,466	50.1%
下水道事業 特別会計	13,102,494	2,478,596	18.9%	13,102,494	9,036,603	69.0%
住宅新築資金等貸付 事業特別会計	276,186	170,500	61.7%	276,186	138,071	50.0%
棕本財産区 特別会計	990	895	90.4%	990	702	70.9%

2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

平成20年2月29日現在

(1) 収 入

単位：千円

区 分	予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市 税	40,876,589	38,114,805	93.2%
2 地 方 譲 与 税	1,320,900	985,883	74.6%
3 利 子 割 交 付 金	220,000	158,551	72.1%
4 配 当 割 交 付 金	180,000	157,569	87.5%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	200,000	0	0.0%
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,720,000	2,041,668	75.1%
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	370,000	308,266	83.3%
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	900,000	581,918	64.7%
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	61,000	64,132	105.1%
10 地 方 特 例 交 付 金	287,230	287,230	100.0%
11 地 方 交 付 税	14,168,726	13,279,988	93.7%
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	51,300	34,875	68.0%
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,885,827	1,588,163	84.2%
14 使 用 料 及 び 手 数 料	2,508,785	2,265,277	90.3%
15 国 庫 支 出 金	7,343,685	3,910,725	53.3%
16 県 支 出 金	4,997,949	2,590,844	51.8%
17 財 産 収 入	241,580	299,379	123.9%
18 寄 附 金	21,551	22,149	102.8%
19 繰 入 金	4,989,415	600	0.0%
20 繰 越 金	5,780,142	6,438,397	111.4%
21 諸 収 入	1,897,217	1,020,505	53.8%
22 市 債	3,813,700	29,800	0.8%
合 計	94,835,596	74,180,724	78.2%

(2) 支 出

単位：千円

区 分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	578,647	527,925	91.2%
2 総 務 費	15,190,414	8,861,168	58.3%
3 民 生 費	26,435,348	16,918,088	64.0%
4 衛 生 費	8,065,077	5,437,301	67.4%
5 労 働 費	196,196	180,472	92.0%
6 農 林 水 産 業 費	2,849,180	1,213,713	42.6%
7 商 工 費	1,518,377	1,163,013	76.6%
8 土 木 費	12,978,230	4,716,153	36.3%
9 消 防 費	3,924,871	3,273,236	83.4%
10 教 育 費	9,719,028	7,982,165	82.1%
11 災 害 復 旧 費	64,441	15,326	23.8%
12 公 債 費	12,851,896	6,463,762	50.3%
13 諸 支 出 金	377,926	355,826	94.2%
14 予 備 費	85,965	0	0.0%
合 計	94,835,596	57,108,148	60.2%

3 市債の状況

平成20年2月29日現在

会 計 別	区 分	未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一般会計	1 普 通 債	70,389,704	68.5%
	(1) 総 務	3,658,614	3.6%
	(2) 民 生	5,029,719	5.0%
	(3) 衛 生	11,054,166	10.7%
	(4) 労 働	17,545	0.0%
	(5) 農 林 水 産 業	1,452,186	1.4%
	(6) 商 工	487,530	0.5%
	(7) 土 木	32,401,972	31.5%
	(8) 消 防	2,071,065	2.0%
	(9) 教 育	14,216,907	13.8%
	2 災 害 復 旧 債	321,012	0.3%
	(1) 衛 生	4,134	0.0%
	(2) 農 林 水 産 業	39,780	0.0%
	(3) 土 木	277,098	0.3%
	3 そ の 他	32,240,294	31.2%
	(1) 減 収 補 て ん	142,109	0.1%
	(2) 臨 時 減 収 補 て ん	232,882	0.2%
	(3) 住 民 税 等 減 税 補 て ん	10,203,133	9.9%
	(4) 臨 時 財 政 対 策	21,411,813	20.8%
	(5) そ の 他	250,357	0.2%
	計	102,951,010	100.0%
特会別計	モ ー タ ー ボ ー ト 競 走	5,131,597	5.5%
	国 民 健 康 保 険	7,433	0.0%
	風 力 発 電	244,942	0.3%
	簡 易 水 道	5,116,755	5.5%
	農 業 集 落 排 水	5,320,880	5.7%
	土 地 区 画 整 理	1,549,334	1.7%
	下 水 道	74,382,350	80.2%
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付	1,017,215	1.1%
	計	92,770,506	100.0%
合 計		195,721,516	

平成20年2月28日現在 一時借入金

0千円

4 基金の状況

平成20年2月29日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財 政 調 整 基 金	10,816,699
減 債 基 金	2,974,233
退 職 手 当 積 立 基 金	1,700,492
文 化 振 興 基 金	211,694
国 際 交 流 基 金	218,109
緑 化 基 金	115,913
青 山 高 原 保 健 保 養 地 管 理 基 金	173,695
ふ る さ と 振 興 基 金	945,271
土 地 開 発 基 金	2,262,120
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 基 金	49,129
モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 事 業 財 政 調 整 基 金	857,138
国 民 健 康 保 険 事 業 運 営 基 金	1,148,294
介 護 保 険 事 業 運 営 基 金	63,362
棕 本 財 産 区 財 政 調 整 基 金	19,492
農 業 集 落 排 水 事 業 基 金	7,789
合 計	21,563,430

5 市有財産の状況

平成20年2月29日現在

有 価 証 券 等	2,455,354千円
自 動 車	771台
建 物	1,128,984㎡
土 地	21,443,431㎡
土 地 開 発 基 金 (土 地)	82,678㎡

6 人口・世帯数・面積の状況

平成20年2月29日現在

人 口	292,878人
世 帯 数	119,475世帯
面 積	710.81km ²

7 市税の負担状況

平成20年2月29日現在

1 人 当 た り	税 目	1 世 帯 当 た り
68,391 円	市 民 税	167,653 円
55,688 円	固 定 資 産 税	136,513 円
5,852 円	都 市 計 画 税	14,344 円
5,357 円	市 た ば こ 税	13,133 円
1,589 円	軽 自 動 車 税	3,895 円
118 円	入 湯 税	290 円
377 円	そ の 他	924 円
137,372 円	計	336,752 円

津市告示第47号

津市公共下水道条例（平成18年条例第201号）第15条第2項の規定により、次のとおり指定工事店の指定の効力を停止するので、同条例第17条第1項第2号の規定により告示する。

平成20年3月28日

津市長 松 田 直 久

指定の効力を停止した工事店

工 事 店 名	所 在 地	停 止 期 間
有限会社出忠管工業	津市栗真中山町111番地2	平成20年3月28日から 平成20年4月26日まで
有限会社リビングかわまた	津市香良洲町411番地1	平成20年3月28日から 平成20年4月11日まで
ワタナベ設備	津市美里町穴倉548番地	平成20年3月28日から 平成20年4月11日まで

津市公告第 3 4 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 2 0 年 3 月 2 5 日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成 2 0 年 3 月 2 1 日
2 抑留期間 平成 2 0 年 3 月 2 7 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 芸濃町河内	雑種	茶	不明	中	不明	
2	津市 芸濃町河内	雑種	茶	不明	中	不明	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 3 5 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 2 0 年 3 月 2 7 日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成 2 0 年 3 月 2 4 日
2 抑留期間 平成 2 0 年 3 月 2 8 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 美杉町川上	雑種	茶黒	オス	中	9 1 日 齢以上	赤色の 首輪
2	津市 美杉町川上	雑種	茶	メス	中	9 1 日 齢以上	鎖の 首輪

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 36 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 20 年 3 月 27 日

津市長 松 田 直 久

1 工事完了年月日

平成 20 年 3 月 18 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市高茶屋小森町字大新田 2892-12 ほか 1 筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市北丸之内 204

中部建設工業株式会社

代表取締役 原田 佳幸

津市公告第 3 7 号

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 に基づき、都市公園を設置したので、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

平成 2 0 年 3 月 2 7 日

津市長 松 田 直 久

1 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日

都市公園の名称	位 置	区域	供用開始の期日
大園公園	津市大園町 1 4 番地 2	別 図 の とおり	平成 2 0 年 4 月 1 日
上津部田小公園	津市一身田上津部田 1 5 0 3 番地 5 9	別 図 の とおり	平成 2 0 年 4 月 1 日
小森向山西公園	津市高茶屋小森町 1 7 2 2 番地 1 6	別 図 の とおり	平成 2 0 年 4 月 1 日
向山小公園	津市高茶屋小森町 1 7 0 7 番地 4 4 2	別 図 の とおり	平成 2 0 年 4 月 1 日
夢が丘レインボー 公園	津市夢が丘一丁目 5 8 番地 1	別 図 の とおり	平成 2 0 年 4 月 1 日
こつくり公園	津市木造町 1 4 1 1 番地 4	別 図 の とおり	平成 2 0 年 4 月 1 日

2 関係図書の縦覧場所

津市都市計画部公園緑地課

津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月 27 日

津市教育委員会委員長 中 西 智 子

津市教育委員会規則第 2 号

津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

津市教育委員会事務委任等に関する規則（平成18年津市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和31年法律第162号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針を定めること。

第3条中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと。

第3条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免及び懲戒を行うこと（臨時的任用職員及び非常勤職員（公民館長を除く。）に係るものを除く。）。

(5) 県費負担教職員の任免及び懲戒について内申すること（臨時的任用職員及び非常勤職員に係るものを除く。）。

第3条第7号中「定め、及び懲戒を行う」を「定める」に改め、同条第8号及び第9号を次のように改める。

(8) 法第27条の規定による点検及び評価に関すること。

(9) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。

第5条中「教育長」の次に「又はその指定する職員」を加え、第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の人事に関すること（第3条第4号から第7号までに該当する事項を除く。）。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 津市教育委員会公告式規則（平成18年津市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「規程」を「教育委員会の定める規程」に改め、「又は教育長名」及び「又は教育長印」を削る。

第4条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第2条第2項及び第3項並びに前条の規定は、教育長の定める規程について準用する。この場合において、第2条第2項中「委員長名」とあるのは「教育長名」と、「委員長印」とあるのは「教育長印」と読み替えるものとする。

津市立幼稚園則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月 27 日

津市教育委員会委員長 中 西 智 子

津市教育委員会規則第 3 号

津市立幼稚園則の一部を改正する規則

津市立幼稚園則（平成18年津市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「3学級」を「2学級」に改め、同条第7号及び第23号中「3学級」を「4学級」に改め、同条第30号中「3学級」を「2学級」に改め、同条第32号及び第35号中「2学級」を「3学級」に改め、同条第37号中「2学級」を「1学級」に改め、同条第39号中「5学級」を「6学級」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

津市教育委員会告示第5号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成20年3月25日

津市教育委員会

委員長 中西 智 子

- 1 招集の日時 平成20年3月27日（木）午後1時から
- 2 招集の場所 津図書館視聴覚室
- 3 会議の事件
 - (1) 津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部の改正について
 - (2) 津市教育委員会事務局組織規則の一部の改正について
 - (3) 津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則等の施行に伴う
関係規則の整備に関する規則の制定について
 - (4) 津市立幼稚園則の一部の改正について
 - (5) 教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則
の一部の改正について
 - (6) 平成20年度学校教育推進計画について

津市選挙管理委員会告示第7号

土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第6条第1項の規定により、高野井土地改良区総代会総代選挙を次のとおり定めたので、同条第3項及び第4項の規定により告示する。

平成20年3月17日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-----------|---|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|--------|----|
| 1 | 選挙期日 | 平成20年3月24日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 投票の時間 | 午前8時00分から午後5時00分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 選挙すべき総代の数 | <table><tbody><tr><td>第1選挙区</td><td>8人</td></tr><tr><td>第2選挙区</td><td>1人</td></tr><tr><td>第3選挙区</td><td>1人</td></tr><tr><td>第4選挙区</td><td>2人</td></tr><tr><td>第5選挙区</td><td>2人</td></tr><tr><td>第6選挙区</td><td>8人</td></tr><tr><td>第7選挙区</td><td>1人</td></tr><tr><td>第8選挙区</td><td>6人</td></tr><tr><td>第9選挙区</td><td>2人</td></tr><tr><td>第10選挙区</td><td>3人</td></tr></tbody></table> | 第1選挙区 | 8人 | 第2選挙区 | 1人 | 第3選挙区 | 1人 | 第4選挙区 | 2人 | 第5選挙区 | 2人 | 第6選挙区 | 8人 | 第7選挙区 | 1人 | 第8選挙区 | 6人 | 第9選挙区 | 2人 | 第10選挙区 | 3人 |
| 第1選挙区 | 8人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2選挙区 | 1人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3選挙区 | 1人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4選挙区 | 2人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第5選挙区 | 2人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第6選挙区 | 8人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第7選挙区 | 1人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第8選挙区 | 6人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第9選挙区 | 2人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第10選挙区 | 3人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

津市選挙管理委員会告示第8号

平成20年3月24日執行の高野井土地改良区総代会総代選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成20年3月17日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

記

別紙のとおり

1 選挙長

選挙区	住 所	氏 名
第1選挙区		市川 勝之
第2選挙区		長江 幸安
第3選挙区		竹田 浄
第4選挙区		前田 定郎
第5選挙区		岸江 正
第6選挙区		藤岡 正信
第7選挙区		今西 佐吉
第8選挙区		印南 宏
第9選挙区		池山 勝
第10選挙区		米崎 利人

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

選挙区	住 所	氏 名
第1選挙区		市川 唱一
第2選挙区		瀬川 勉
第3選挙区		北西 重清
第4選挙区		工藤 角雄
第5選挙区		岸江 芳一
第6選挙区		藤岡 久男
第7選挙区		稲垣 長太郎
第8選挙区		杉山 輝男
第9選挙区		池山 光也
第10選挙区		粉川 仁美

津市選挙管理委員会告示第9号

平成20年3月24日執行の高野井土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成20年3月17日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

記

別紙のとおり

選挙立会人

選挙区	住 所	氏 名
第 1 選挙区		田中 勲
		稲垣 吉治
第 2 選挙区		松本 久生
		中西 達雄
第 3 選挙区		倉田 浩
		田中 昇
第 4 選挙区		田中 正照
		森川 益実
第 5 選挙区		岸江 五美
		平岡 武志
第 6 選挙区		岡山 才市
		上田 幸春
第 7 選挙区		稲垣 明光
		近藤 賢二
第 8 選挙区		笠井 治
		堀内 則重
第 9 選挙区		滝鼻 清
		松岡 伸一
第 1 0 選挙区		大倉 勝
		松岡 成直

津市選挙管理委員会告示第10号

平成20年3月24日執行の高野井土地改良区総代会総代選挙における選挙長の行う告示は、次の掲示場に掲示してこれを行う。

平成20年3月17日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

掲示場	第1選挙区	津市役所一志総合支所
	第2選挙区	同上
	第3選挙区	同上
	第4選挙区	同上
	第5選挙区	同上
	第6選挙区	同上
	第7選挙区	同上
	第8選挙区	同上
	第9選挙区	同上
	第10選挙区	同上

津市選挙管理委員会告示第 1 1 号

平成 2 0 年 3 月 2 4 日執行の高野井土地改良区総代会総代選挙において次の者が当選人となったので土地改良法施行令（昭和 2 4 年政令第 2 9 5 号）第 2 1 条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 0 年 3 月 2 6 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

記

別紙のとおり

第 1 選挙区		谷口 肇	津市一志町片野 4 9 4 番地 1
氏名	住所	福井 政徳	津市一志町新沢田 1 4 1 番地
大市 誠一	津市一志町高野 1 3 3 2 番地	第 7 選挙区	
大市 一廣	津市一志町高野 1 1 9 1 番地	氏名	住所
野末 正己	津市一志町高野 1 1 5 5 番地	浦川 宗男	津市一志町片野 7 7 2 番地
脇田 晃	津市一志町高野 1 1 0 1 番地 3	第 8 選挙区	
奥田 高則	津市一志町高野 1 0 9 2 番地 1	氏名	住所
稲垣 典久	津市一志町高野 1 1 3 2 番地	笠井 秀男	津市須ヶ瀬町 2 6 8 番地
稲垣 宗男	津市一志町高野 1 4 2 2 番地	渡辺 久鯉	津市須ヶ瀬町 1 5 5 2 番地 3
稲垣 祐二	津市一志町高野 1 2 5 0 番地	前葉 將	津市須ヶ瀬町 1 6 3 7 番地
第 2 選挙区		吉崎 泰一	津市須ヶ瀬町 1 5 7 3 番地 2
氏名	住所	佐藤 三郎	津市須ヶ瀬町 9 0 9 番地
長江 正巳	津市一志町其倉 2 4 9 番地	杉山 泰彦	津市須ヶ瀬町 1 6 0 7 番地 1
第 3 選挙区		第 9 選挙区	
氏名	住所	氏名	住所
飯田 武志	津市一志町田尻 5 3 8 番地	池山 隆一	津市一志町其村 5 3 7 番地
第 4 選挙区		海津 幹雄	津市一志町其村 5 2 9 番地
氏名	住所	第 1 0 選挙区	
奥田 雅秀	津市一志町日置 3 6 7 番地	氏名	住所
渡邊 晃一	津市一志町日置 3 4 7 番地	大倉 英一	津市一志町庄村 2 9 3 番地
第 5 選挙区		松岡 久男	津市一志町庄村 3 1 8 番地
氏名	住所	田端 正輝	津市一志町庄村 3 2 6 番地
前川 正行	津市庄田町 2 9 3 5 番地		
岸江 勉	津市庄田町 2 8 1 3 番地 3		
第 6 選挙区			
氏名	住所		
佐野 勉	津市一志町八太 1 6 5 5 番地 1		
山口 實造	津市一志町八太 8 8 9 番地 1		
川嶋 秋一	津市一志町八太 3 6 1 番地		
中山 初一	津市一志町八太 8 9 6 番地		
中山 和人	津市一志町八太 9 8 8 番地		
大谷 寛幸	津市一志町八太 8 5 8 番地		

津市選挙管理委員会告示第12号

平成20年3月24日執行の高野井土地改良区総代会総代選挙において次の者に当選証書を付与したので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第2項の規定により告示する。

平成20年3月26日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

記

別紙のとおり

第 1 選挙区		谷口 肇	津市一志町片野 4 9 4 番地 1
氏名	住所	福井 政徳	津市一志町新沢田 1 4 1 番地
大市 誠一	津市一志町高野 1 3 3 2 番地	第 7 選挙区	
大市 一廣	津市一志町高野 1 1 9 1 番地	氏名	住所
野末 正己	津市一志町高野 1 1 5 5 番地	浦川 宗男	津市一志町片野 7 7 2 番地
脇田 晃	津市一志町高野 1 1 0 1 番地 3	第 8 選挙区	
奥田 高則	津市一志町高野 1 0 9 2 番地 1	氏名	住所
稲垣 典久	津市一志町高野 1 1 3 2 番地	笠井 秀男	津市須ヶ瀬町 2 6 8 番地
稲垣 宗男	津市一志町高野 1 4 2 2 番地	渡辺 久鯉	津市須ヶ瀬町 1 5 5 2 番地 3
稲垣 祐二	津市一志町高野 1 2 5 0 番地	前葉 将	津市須ヶ瀬町 1 6 3 7 番地
第 2 選挙区		吉崎 泰一	津市須ヶ瀬町 1 5 7 3 番地 2
氏名	住所	佐藤 三郎	津市須ヶ瀬町 9 0 9 番地
長江 正巳	津市一志町其倉 2 4 9 番地	杉山 泰彦	津市須ヶ瀬町 1 6 0 7 番地 1
第 3 選挙区		第 9 選挙区	
氏名	住所	氏名	住所
飯田 武志	津市一志町田尻 5 3 8 番地	池山 隆一	津市一志町其村 5 3 7 番地
第 4 選挙区		海津 幹雄	津市一志町其村 5 2 9 番地
氏名	住所	第 1 0 選挙区	
奥田 雅秀	津市一志町日置 3 6 7 番地	氏名	住所
渡邊 晃一	津市一志町日置 3 4 7 番地	大倉 英一	津市一志町庄村 2 9 3 番地
第 5 選挙区		松岡 久男	津市一志町庄村 3 1 8 番地
氏名	住所	田端 正輝	津市一志町庄村 3 2 6 番地
前川 正行	津市庄田町 2 9 3 5 番地		
岸江 勉	津市庄田町 2 8 1 3 番地 3		
第 6 選挙区			
氏名	住所		
佐野 勉	津市一志町八太 1 6 5 5 番地 1		
山口 實造	津市一志町八太 8 8 9 番地 1		
川嶋 秋一	津市一志町八太 3 6 1 番地		
中山 初一	津市一志町八太 8 9 6 番地		
中山 和人	津市一志町八太 9 8 8 番地		
大谷 寛幸	津市一志町八太 8 5 8 番地		

津市水道局分課規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 26 年 3 月 19 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

津市水道事業管理規程第 1 号

津市水道局分課規程の一部を改正する規程

津市水道局分課規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（解釈規定）

第 1 条の 2 この規程において定める水道局の各課等の事務分掌には、特に定めるもののほか、水道事業に係る事務のみならず、工業用水道事業及び簡易水道事業に係る事務を含むものと解釈しなければならない。

第 2 条第 1 項の表中「給水担当」及び「収納担当」を削り、「調査担当」「建設改良担当」を「調査・給水担当」に改め、同条第 2 項中「（以下「浄水場」という。）」を削り、同条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項の表中

「久居水道事業所

管理担当 を削り、同条第 4 項を削る。

事業担当 」

第 3 条第 4 項を削り、同条第 5 項中「前各項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を同条第 5 項とする。

第 4 条第 1 号ア中「水道事業」を「水道事業、工業用水道事業及び簡易水道事業（以下「水道事業等」という。）」に改め、同号シを同号スとし、同号キからサまでを同号クからシまでとし、同号カ中「統計」の次に「（簡易水道事業に係るものを除く。）」を加え、同号カを同号キとし、同号ウからオまでを同号エからカまでとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 予算（簡易水道事業に係るものを除く。）に関する事。

第 4 条第 2 号ウ中「予算及び決算」を「決算（簡易水道事業に係るものを除く。）」に改め、同号オ中「一時借入金」の次に「（簡易水道事業に係るものを除く。）」を加え、同条第 4 号を次のように改める。

(4) 簡易水道担当

ア 簡易水道事業の計画及び統合に関する事。

- イ 簡易水道事業の予算及び決算に関する事。
- ウ 簡易水道事業の統計に関する事。
- エ 簡易水道事業の起債、一時借入金その他の経理に関する事。
- オ 簡易水道料金等の調定に関する事。
- カ 簡易水道事業の分担金に関する事。

第5条第1号中キをサとし、カの次に次のように加える。

- キ 水道料金等の収納に関する事。
- ク 未納料金の督促及び滞納整理に関する事。
- ケ 欠損処分に関する事。
- コ 給水停止処分に関する事。

第5条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削る。

第6条第1号中「調査担当」を「調査・給水担当」に改め、同号イ及びウを次のように改める。

イ 工事の企画、調査並びに設計及び施工の基準に関する事。

ウ 簡易水道事業における開発調整に関する事。

第6条第1号中ケをツとし、クをコとし、コの次に次のように加える。

- サ 給水工事の申込みに関する事。
- シ 給水工事の設計及び検査に関する事。
- ス 新規給水加入金等の調定に関する事。
- セ 水道の不正使用の取締りに関する事。
- ソ 指定給水装置工事事業者の指定及び指導監督等に関する事。
- タ 給水装置工事主任技術者の届出及び研修に関する事。
- チ 貯水槽水道に関する事。

第6条第1号中キをケとし、工からカまでをカからクまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 開発行為に伴う配水管等の工事の審査に関する事。

オ 水道事業等の許可及び認可の申請等に関する事。

第6条第2号を削り、同条第3号ア及びイを次のように改め、同号を同条第2号とする。

ア 工事の設計及び施工に関する事。

イ 公共工事に伴う配水管の移設等受託工事に関する事。

第6条第4号中工をカとし、ウをオとし、イをエとし、アの次に次のように加え、同号を同条第3号とする。

イ 漏水の防止、水圧測定及び出水不良地区の調査に関すること。

ウ 配水管の洗管及び更生並びに赤水、濁水等の処理に関すること。

第9条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(水道事業所の分掌事務)」を付し、同条第1号ア中「水道料金及び簡易水道料金等」を「水道料金等」に、「収納」を「及び収納」に改め、同号イ中「(簡易水道を含む。)」を削る。

第10条を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる課又は担当の職に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に辞令を発せられない限り、この規程の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる課又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

営業課 給水担当	工務課 調査・給水担当
〃 収納担当	営業課 料金担当
工務課 調査担当	工務課 調査・給水担当
〃 建設改良担当	〃 工事担当

(津市水道局事務専決規程の一部改正)

- 3 津市水道局事務専決規程(平成18年津市水道事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第5条関係)

課	専決事項	決裁区分		
		担当主幹	課長	次長
水道総務課	1 公印の調製及び廃止に関すること。			○
	2 保存文書の管理の総括に関すること。		○	
	3 財産の使用許可に関すること。			○
	4 財産の登記に関すること。			○
	5 職員に対する被服等の貸与	○		

	に關すること。 6 職員手当等の支給認定に關すること。 7 所得税、住民税及び三重県市町村職員共済組合に係る預り金等の支出に關すること。 8 三重県市町村職員共済組合に対する届出の処理に關すること。 9 職員の身分証明書等の発行に關すること。 10 建設工事等入札参加資格審査委員会に關すること。 11 損害保険の加入及び請求に關すること。 12 工事又は製造の請負についての契約並びに契約保証金の納入及び減免に關すること（予定価格の金額による。）。 13 不用品の処分に關すること（予定価格の金額による。）。 14 予算の流用に關すること。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
営業課	1 水道料金等の過誤納金の還付に伴う支出及び未収金充當に關すること。 2 検針及び水道料金等の徴収の委託に關すること。 3 給水装置の開閉栓に關する	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○

	こと。 4 1件1万円未満の水道料金の減免に関する事。 5 水道メーターの亡失及び損傷に係る弁償額の決定に関する事。		○	○
工務課	1 給水工事の施工の承認に関する事。 2 給水工事に伴う工事費の予納及び精算に関する事。 3 新規給水加入金等の過誤納金の還付に関する事。 4 公道修繕工事の委託に関する事。 5 配水調整に関する事。 6 急を要する工事のための一部区域の断水決定に関する事。 7 濁水の放水の決定に関する事。	○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○
浄水課	1 施設勤務者の保安教育に関する事。 2 交代制勤務者の勤務割に関する事。 3 通常の受水量の調整に関する事。		○ ○ ○	

津市消防本部訓令第 2 号

消防本部

津市消防防災指導センター設置規程を次のように定める。

平成 2 0 年 3 月 2 8 日

津市消防長 野 田 重 門

津市消防防災指導センター設置規程

(設置)

第 1 条 住民の消防及び防災に関する知識の普及並びに技術の習得並びに消防及び防災に関する意識の高揚を図るため、消防防災指導センター（以下「センター」という。）を設置する。

(事業)

第 2 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 住民、事業所等が実施する消防及び防災に係る講習会、訓練等の支援及び指導に関すること。
- (2) 消防及び防災に係る資機材等の取扱いに関すること。
- (3) 前 2 号に掲げる事業のほか、消防長が必要と認める消防及び防災に係る支援及び指導に関すること。

(休業日)

第 3 条 センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、消防長が、センターの管理上特に必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日
- (3) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(業務時間)

第 4 条 センターの業務時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

(職員)

第 5 条 センターにセンター長その他指導員等必要な職員を置く。

2 センター長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 その他の職員は、上司の命を受けてセンターの事務を処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

三重短期大学学則等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月28日

三重短期大学学長 上 野 達 彦

三重短期大学規程第1号

三重短期大学学則等の一部を改正する規程

(三重短期大学学則の一部改正)

第1条 三重短期大学学則（平成18年三重短期大学規程第1号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第56条」を「第90条」に、「第69条」を「第154条」に改める。

第39条の表中「助教授」を「准教授」に改め、「講師」を「講師
助教」に改める。

第41条中「教授は」の次に「、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績に基づき」を加え、「その担当する専門技術の」を「その研究を指導し、又は」に改める。

第42条の見出しを「（准教授）」に改め、同条中「助教授」を「准教授」に、「教授と共に教育及び」を「専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績に基づき、学生を教授し、その研究を指導し、又は」に改める。

第43条の次に次の1条を加える。

（助教）

第43条の2 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力に基づき、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第44条中「教授、助教授及び講師の職務を助ける」を「教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する」に改める。

第47条第2項中「助教授及び講師」を「准教授、講師及び助教」に改める。

(三重短期大学学長選考基準の一部改正)

第2条 三重短期大学学長選考基準（平成18年三重短期大学規程第2号）の一部を次のように改正する。

第14条中「助教授」を「准教授」に改め、「講師」の次に「、助教」を加える。

（三重短期大学教授会規程の一部改正）

第3条 三重短期大学教授会規程（平成18年三重短期大学規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「学長並びに」の次に「本学に常勤する」を加え、「助教授及び講師」を「准教授、講師及び助教」に改める。

（三重短期大学教員の定年に関する規程の一部改正）

第4条 三重短期大学教員の定年に関する規程（平成18年三重短期大学規程第13号）の一部を次のように改正する。

本則中「助教授」を「准教授」に改め、「講師」の次に「、助教」を加える。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

三重短期大学学則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月28日

三重短期大学学長 上 野 達 彦

三重短期大学規程第2号

三重短期大学学則の一部を改正する規程

三重短期大学学則（平成18年三重短期大学規程第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び科目等履修生」を「、科目等履修生及び政策研修生」に、「第62条」を「第62条の2」に、「第10章 図書館（第63条）」を「第10章 図書館（第63条）」に、「第10章 図書館（第63条）」を「第10章 図書館（第63条）」に改める。
の2 地域問題研究所（第63条の2）」

第2条第1項中「教育研究活動や運営等の状況」を「本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況」に、「行う」を「行うとともにその成果を公表する」に改める

第50条第1項中「図書館委員会」の次に「及び地域連携委員会」を加える。

第9章の章名中「及び科目等履修生」を「、科目等履修生及び政策研修生」に改める。

第9章中第62条の次に次の1条を加える。

（政策研修生）

第62条の2 学長は、地域の政策課題に対応したテーマに関し、教員の指導の下に、実践的な研究及び研修を行おうとする者については、教授会の議を経て、政策研修生とすることができる。

2 前項に定めるもののほか、政策研修生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章の次に次の1章を加える。

第10章の2 地域問題研究所

（地域問題研究所）

第63条の2 本学に、地域問題研究所を置く。

2 地域問題研究所に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。